

# わが国における環境会計に関する史的考察

若原 憲 男

## 目 次

はじめに	2
第1章 わが国における環境会計の生成発展過程	4
第1節 環境会計の生成の背景	
第2節 環境会計の生成発展過程	
第2章 環境会計ガイドラインの改訂経緯	10
第1節 環境会計ガイドラインの概要	
第2節 環境会計ガイドラインの改訂経緯	
(1) 環境会計ガイドライン (2002年版)	
(2) 環境会計ガイドライン (2005年版)	
(3) 環境報告ガイドライン及び環境会計ガイドライン改訂に に向けた論点整理	
第3章 環境会計の展望と課題	23
第1節 企業における環境会計への取組状況	
第2節 展望と課題	
おわりに	33
参考文献	34

## はじめに

20世紀後半以降、地球温暖化をはじめとした地球規模での環境問題が深刻化しており、近年も企業等における環境問題への取組に関心が高まっている。経済発展と地球環境、ひいては「個別企業の成長と地球環境の保全」の両立・共生は、現代社会・現代経済の喫緊の課題であり、環境会計はこのような重要課題を担って登場し、現代社会・現代経済・現代企業に重要な貢献を果たしている<sup>1</sup>。

わが国では、20世紀後半における地球規模での環境問題の深刻化や公害問題、二度にわたるオイル・ショックの経験等を通じて、人々が自然環境や生活環境に目を向けるようになった。そして、1990年代には、地球サミット（国際環境開発会議：UNCED）や京都議定書<sup>2</sup>の締結を経て、企業等における環境マネジメントシステムへの関心も高まり、産業界において環境会計への関心も増大した。そして、1999年には、環境省（旧環境庁）が「環境保全コストの把握及び公表に関するガイドライン～環境会計の確立に向けて～（中間とりまとめ）」を公表し、環境会計に関するガイドラインを初めて示したことにより、企業等における環境会計の導入に大きく貢献したのである。

環境会計に関するガイドラインを公表後も、政府は、企業等による環境会計および環境報告書の利活用の促進に力を入れてきたため、上場企

---

1 山上達人・向山教夫・國部克彦（2005）p.2。

2 「気候変動に関する国際連合枠組み条約の京都議定書」のことをいい、一般的に京都議定書と呼ばれる。1997年（平成9年）12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）において採択された。先進各国の温室効果ガスの排出量について法的拘束力のある数値目標が決定されるとともに、排出量取引、共同実施、グリーン開発メカニズムなどの新たな仕組みが合意された。2005年（平成17年）2月に発効。環境省（2014b）p.448。

業においては一定の進展がみられた。しかし、非上場企業も含めた企業全体からみれば、環境会計の導入および環境報告書の作成・報告の取組状況は、大きな進展を見るには至っていない。

現在、わが国では、地球温暖化対策の一環として、2050年までのカーボンニュートラルの実現や、2030年度までに温室効果ガスを46%削減（対2013年度比）することを表明している。また、2022年10月に開催された第210回国会の内閣総理大臣所信表明演説では、成長のための投資と改革の対象となる一分野に、GX（グリーン・トランスフォーメーション<sup>3</sup>）への投資を表明していることから、環境保全効果の数値化を可能とする環境会計が果たす役割は、ますます重要になるものと考ええる。

そこで、本稿では、「個別企業の成長と地球環境の保全」という機能を発揮できる環境会計に着目し、わが国における環境会計の史的観点から現状を把握し、今後の展望と課題について考察したい。

本稿の構成は、以下のとおりである。第1章では、わが国における環境会計の生成の背景や発展過程について把握する。第2章では、環境会計ガイドラインが社会情勢に応じて適宜改訂された経緯について説明する。最後に、第3章では、企業における環境会計の取組状況について説明し、今後の展望と課題について考察する。

---

3 産業革命以来の化石燃料中心の経済・社会、産業構造をクリーンエネルギー中心に移行させ、経済社会システム全体を変革することをいう。(環境省HP [https://ondankataisaku.env.go.jp/carbon\\_neutral/topics/20221018-topic-34.html](https://ondankataisaku.env.go.jp/carbon_neutral/topics/20221018-topic-34.html))

## 第1章 わが国における環境会計の生成発展過程

### 第1節 環境会計の生成の背景

近年、SDGs<sup>4</sup>やパリ協定<sup>5</sup>の採択（2015年）もあり、持続的発展が人類共通の目標として国際的に認知され、企業における環境経営をめぐる情勢は大きく変化している。持続可能な社会の構築は、わが国の環境基本法・環境基本計画の基本的な理念にもつながっている。

現在、環境省では、環境経営を促進するために、幅広い事業者へ「エコアクション21」<sup>6</sup>を始めとする環境マネジメントシステムの普及促進を推進し、環境会計も含めた「環境報告ガイドライン」および「環境報告のための解説書」等の普及を通じ、企業の環境取組および環境報告を促している状況にある<sup>7</sup>。

持続的発展は、「持続可能な開発(sustainable development)」とも呼ばれ、1987年に国連の「環境と開発に関する世界委員会（委員長の名前か

---

4 持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）のことをいう。持続可能な3つの側面（経済・社会・環境）に統合的に対応する普遍的目標であり、国連持続可能な開発会議（リオ+20、2012年に開催）では、その目標策定のための政府間交渉プロセスの立ち上げが合意（2015年9月に採択）された。環境省（2014b）p.452。

5 国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21、於：フランスパリ）において、新たな気候変動対策に関する法的文書として、全ての国が参加し、長期目標を位置付け、また全ての国が温室効果ガス排出削減目標を5年ごとに提出・更新することを義務付けることが定められた協定のことをいう。パリ協定は、1997年に採択された京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書（2016年11月に発効）である。環境省（2016c）pp.3-4。

6 中小企業者等においても容易に環境配慮の取組を進めることができるよう、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告を一つに統合した環境配慮のツールのことをいう。環境省（2014b）p.444。

7 環境省（2022）p.303。

ら「ブルントラント委員会<sup>8</sup>」とも呼ばれる)」が公表した報告書（我々の共通の未来（*Our Common Future*）（以下、「ブルントラント委員会報告書」という）の中で明確に定義づけられた考え方である<sup>9</sup>。ブルントラント委員会報告書は、「持続可能な開発（sustainable development）」・「持続可能性（sustainability）」の概念について、環境問題を論じる場合に象徴にも似た地位にまで高めた<sup>10</sup>。「持続可能な開発」とは、将来の世代の欲求を充たしつつ、現在の世代の欲求を満足させるような開発のこと<sup>11</sup>をいい、世代間の衡平性の視点が取り入られている<sup>12</sup>。つまり、将来にわたって、有限な資源を過剰消費せず、破壊的な環境破壊を避けながら、現世代が経済発展できる道を進むようにと提言している<sup>13</sup>。

そもそも一国内で納まらない地球規模での環境汚染としては、既に1970年代初頭より、国境を越えた酸性雨の深刻化や漂流ゴミによる海洋汚染などが報告されていた<sup>14</sup>。このため、国際社会においても環境問題への関心は高まりつつあった。そして1972年、世界中の有識者が集まって設立されたローマクラブが、「成長の限界（Limits to Growth）」と題した研究報告書を発表し、人類の未来について「このまま人口増加や環境汚染などの傾向が続けば、資源の枯渇や環境の悪化により、100年以内に地球上の成長が限界に達する。」と警告した<sup>15</sup>。その後、1972年にストックホ

---

8 ノルウェーのブルントラント女史（医師・政治家、後の首相）を委員長とする委員会のことをいう。環境省（2014b）p.447。

9 環境省（2019b）p.2。

10 向山敦夫（2003）p.60。

11 United Nations World Commission on Environment and Development(1987), Chapter 2を参照されたい。

12 向山敦夫（2003）p.60。

13 環境省（2019b）p.2。

14 環境省（2014b）p.87。

15 同上。

ルムにおける国連人間環境会議が開催され、当会議の勧告を受けて、同年、国連内に環境に関する調整機関として国連環境計画（United Nations Environment Program：UNEP）が設置された。また、1970年代に二度にわたり発生したオイル・ショック<sup>16</sup>の経験を通じて、多くの人々が自然環境や生活環境にも目を向けるようになった<sup>17</sup>。その後も、国連は地球環境問題に対する戦略とその実現に向けた具体的提言を行い、1984年に国連に設置された「環境と開発に関する世界委員会（World Commission on Environment and Development：WCED）に対しては、地球環境問題に対する戦略とその実現に向けた具体的方策の提言を行う要請をした<sup>18</sup>。そして、上述のブルントラント委員会報告書につながるのである。

なお、ポバル化学工場からのガス漏れ事故（1984年）、チェルノブイリ原子力発電所事故（1986年）、エクソン・バルディーズ号原油流出事故（1989年）など、国際問題にまで発展した環境災害が起きたことも、環境保全に対する人々の意識をより一層高めた。

## 第2節 環境会計の生成発展過程

ブルントラント委員会報告書は、後の環境保全対策に大きな影響を与え、持続可能な発展という概念を敷衍させたものとして、「環境経済のための青写真（Blueprint for a Green Economy）」（以下、「ピアース・レポート」という）が挙げられる<sup>19</sup>。ピアース・レポートでは、「持続可能な発展」を基礎概念として、まず「持続可能な経済発展」を主張し、従来の「経済成長」概念と異なった「環境を配慮した」経済発展を強調し

---

16 産油国が非産油国から巨額の所得・購買力を吸収することからくる世界経済の収縮効果のことをいう。財務省財務総合政策研究所財政史室編（2017）、p.16。

17 環境省（2013b）p.120。

18 向山敦夫（2003）p.60。

19 石津寿恵（2003）p.4。

ている<sup>20</sup>。ピアース・レポートを貫いている理念は、地球環境の「持続的な発展」であるとともに、「世代間・世代内の公平性」を維持するための視点も取り入れられている<sup>21</sup>。

企業は、「個別」の企業としての目的である利益を追求する組織体であるとともに、他方では「社会」のなかで資源の生産と配分を行う組織体であり、これら両面をもつ統一体として理解される<sup>22</sup>。現代企業が社会的存在としての性格が増し、「社会のなかの企業」として重要視されてきたことを背景に、「企業が社会とどのようにかかわっているか」という、現代企業の社会的側面を会計的に把握・開示しようとするのが社会関連会計である<sup>23</sup>。そして、社会関係の中で環境問題が顕在化し、個別企業における環境問題の認識・測定・報告は、社会関連会計の一つの展開形態であり、それは環境会計のことを意味する<sup>24</sup>。

「ピアース・レポート」を契機に、いわゆる環境会計が台頭し、なかでもグレイ（R. Gray）らを中心とするイギリスにおける環境会計が進展した<sup>25</sup>。グレイは、1990年に、“*The Greening of Accountancy: The Profession After Pearce*”（邦訳書名：グリーン・アカウンティング<sup>26</sup>）に

---

20 山上達人（1999a）p.39。

21 山上達人（1996）p.195。

22 山上達人（1999a）p.4。

23 同上p.3。

24 〃 pp.14-15。

なお、山上達人（1999b）p.86において、A.C.リトルトンが、その著『会計発展史』のなかで、会計の発展を「財務会計から管理会計へ、そして社会会計へ」と方向づけ、社会会計への方向を既に示唆（Littleton, A.C. (1933) pp.15-18）していたことに触れている。また、河野正男・上田俊昭・八木裕之・村井秀樹・阪智香編（2009）p.111も参照されたい。

25 山上達人（1996）p.273。

26 Gray, R. (1990)。

において、「ピアース・レポート」を出発点として環境会計について論じており、以下の点に要約されると思われる<sup>27</sup>。

- (1) まず、会計の前提として、資産の所有権・財産権を問題として、従来の所有概念より、環境資産の認識などにみられるように、新しい所有思考を展開しようとしており、この問題を倫理問題としてアプローチしている。すなわち、「財産権の存在しているものだけに価格が形成されうることから、共有資源や所有物の価格に反映されない側面は、会計の描く像には登場してこない」(R. Gray, p.34; 『邦訳』28ページ)として、これらを「倫理学の問題」(R. Gray, p.35; 『邦訳』29ページ)として、新しい思考への転換をせまっている。
- (2) また、このことから、ピアース・レポートの資産・資本の区分を発展させ、人工資本と自然資本、さらに後者を枯渇性自然資本とそれ以外の自然資本にわけて、その維持と相互関係の重要性を指摘している。
- (3) そして、最も重要な会計領域の展開としては、新しい「アカウンタビリティ」概念の導入である。(R. Gray, p.104, 115; 『邦訳』91, 99ページ)。

グレイはさらに、*Accounting for the Environment* (1993) において、内部管理会計領域への環境問題の導入を行い、ついで外部報告会計領域へと環境問題を展開し、最後に新しい環境会計の領域として、「持続的維持 (sustainability) のための会計」を提案している<sup>28</sup>。

---

27 山上達人 (1999a) p.42。

28 山上達人 (1996) p.296。

1992年6月には、リオ・デ・ジャネイロで開催された地球サミット（国連環境開発会議：UNCED）で、アジェンダ21<sup>29</sup>が採択された。本サミット以来、社会一般の環境保全に関する関心が高まり、環境問題へ対応しない企業は、今後の存続が危ぶまれるとの認識がかなり広範囲に行き渡った<sup>30</sup>。そして、「持続可能な経済発展」の実現に向けた手法の一つとして、事業者の環境マネジメントに関する関心も高まった。

このような動きをふまえて、ISO（国際標準化機構）では、1993年から環境マネジメントに関わる様々な規格の検討を開始した。これが後のISO14000シリーズになるのである。ISO14000シリーズは、環境マネジメントシステムを中心として、環境監査、環境パフォーマンス評価、環境ラベル、ライフサイクルアセスメントなど、環境マネジメントを支援する様々な手法に関する企画から構成されている。この中で中心となるのが、「環境マネジメントシステムの仕様」を定めているISO14001となる。

また、1995年より、国連気候変動枠組み条約締約会議（COP）が毎年開催されるようになり、1997年に京都で開催された第3回会議（COP3）では、2008年から2012年までの各国のCO<sub>2</sub>排出量削減目標を設定した京都議定書が公示された<sup>31</sup>。

以上のような流れを受け、環境マネジメント（環境に関する経営方針の策定）に取り組む国内上場企業の割合は、1991年度では3割程度の水準であったが、1999年度には6割を上回る水準にまで増加し<sup>32</sup>、環境会計に対する関心度も徐々に高まりを見せたのである。

---

29 21世紀に向け持続可能な開発を実現するために、各国及び各国際機関が実行すべき行動計画を具体的に規定するもののことをいう。環境省（2014b）p.444。

30 河野正男（2001）p.9。

31 植田敦紀（2008）p.3。

32 環境省（2002c）p.2。

## 第2章 環境会計ガイドラインの改訂経緯

### 第1節 環境会計ガイドラインの概要

わが国では、1996年に環境省（旧環境庁）が<sup>33</sup>、産業界における環境会計への関心の増大および環境会計に関するガイドラインの作成の要望に応じて<sup>33</sup>、「環境保全コストの把握に関する検討会」を設置した<sup>34</sup>。その後、同検討会は検討を重ねた成果をまとめ、1999年に環境省（旧環境庁）が、「環境保全コストの把握及び公表に関するガイドライン～環境会計の確立に向けて～（中間とりまとめ）」（以下、「環境会計ガイドライン案」と呼ぶ）を公表し、環境会計に関するガイドラインを作成する意思をわが国で初めて示したのである<sup>35</sup>。

なお、この環境会計ガイドライン案は、企業活動に伴って発生する多様な環境負荷物質を抑制するための活動、すなわち環境保全活動に関連する追加的コストに焦点を合わせ、このコストの把握、分類および公表などの在り方について取り上げている<sup>36</sup>。具体的には、環境保全コストの把握が経営者の合理的な意思決定にとって不可欠であり、かつその公表が各種の利害関係者による企業の保全活動の尺度となりつつあるとの視点から、次ページの項目が取り上げられた<sup>37</sup>。

---

33 環境省（旧環境庁）は、1990年代に入ってから、環境保全コストの把握が環境保全活動さらには健全な事業活動にとって不可欠な要素となってきたと同時に、開示された同コスト情報が企業価値の重要な尺度のひとつとして利用され始めていることから、環境保全コスト情報の把握・公表のためのガイドラインを設定する必要性が企業の内外で高まっているとの認識をしていた。八木裕行（2003）p.51。

34 河野正男（2001）p.88。

35 向山敦夫（2003）p.136。

36 河野正男（2001）p.89。

37 同上。

- (1) 環境保全コストの定義
- (2) 環境保全コストの集計の範囲と対象期間
- (3) 環境保全コストの把握にあたっての基本的考え方
- (4) 環境保全コストの分類および公表形式

そして、これらの情報は、各組織の環境マネジメントに利用されるだけでなく、企業外部の利害関係者に公表されることが想定されていた<sup>38</sup>。

環境ガイドライン案を通じて、わが国の環境会計は一躍注目をされるようになり<sup>39</sup>、国内企業の環境会計の導入が相次いだ<sup>40</sup>。多くの日本企業が本格的に環境会計に取り組む契機にもなったことから、1999年を環境会計元年と呼ぶ場合もある<sup>41,42</sup>。

環境会計ガイドライン案を公表後、旧環境庁は「環境会計に関する企業実務検討会」を発足させ、環境会計ガイドライン案に対する実務家よりの意見聴取をするとともに、日本公認会計士・専門部会との共同研究会を通じて意見交換を行った。そして、1999年11月には「環境会計システムの確立に関する検討会」を発足させ、2000年5月には「環境会計ガイドライン案」の成案となる「環境会計システムの確立に向けて（2000年報告）」（以下、「2000年版ガイドライン」という）を公表したのである<sup>43</sup>。

2000年版ガイドラインでは、環境会計システムを「企業等が、持続可能な発展を目指して、社会との良好な関係を保ちつつ環境保全への取組

---

38 八木裕行（2003）p.53。

39 阪智香（2001）p.62。

40 環境庁（2000）p.1。

41 柴田英樹・梨岡英里子（2014）p.9。

42 環境庁（2000）p.2。

43 河野正男（2001）p.89。

を効率的かつ効果的に推進していくことを目的として、事業活動における環境保全のためのコストとその活動により得られた効果を可能な限り定量的（貨幣的単位又は物量単位で表示）に把握（測定）し、分析し、公表するための仕組み」と定義している<sup>44</sup>。企業等が環境会計システムの導入に取り組む背景や必要性については、企業が環境保全に取り組むに当たり、自らの環境保全に関する投資額や費用額（環境保全コスト）を正確に把握（測定）して集計・分析を行い、その投資効果や費用対効果を知ることが、取組への一層の効率化を促し、合理的な意思決定を行っていくために極めて重要になるためである<sup>45</sup>。

つまり、2000年版ガイドラインでは、環境会計ガイドライン案で取り上げた環境保全コストというコスト面の把握にとどまらず、コストを費やして達成される環境保全効果および経済効果にも配慮している点に特色がある<sup>46</sup>。

また、環境会計に期待している機能として、以下の2つを挙げている<sup>47</sup>。

#### （1）内部機能

企業等の内部管理情報のシステムとして、年々負担の増大する環境保全コストの管理や環境保全対策の費用対効果分析を可能にし、適切な経営判断を通じて効率的かつ効果的な環境投資を促す機能を果たす。

#### （2）外部機能

企業等の環境保全への取組状況を定量的に公表するシステムとし

---

44 環境庁（2000）p.6。

45 同上 p.9。

46 河野正男（2001）p.89。

47 環境庁（2000）p.8。

て、利害関係者の意思決定に影響を与える機能を果たす。

2000年版ガイドラインは、内部機能の重要性を認めながら、それは企業などの自主性や独自性が発揮される分野であるため深く触れず、外部機能に比重を置いた記述になっている<sup>48</sup>。外部への情報提供にあたり、利用者への正確な情報伝達を図るため、提供される情報の統一性、共通性の必要性を述べ、このガイドラインの役立ちを説明している<sup>49,50</sup>。

環境会計ガイドライン等の公表経緯は、以下の表2-1のようになる。各ガイドラインは、社会情勢の変化に対応するべく、適宜に改訂が行われている。

表2-1 環境会計ガイドライン等の公表経緯について

	国際的な動き	環境会計	環境報告書等
1992年	6月：地球サミット（環境と開発に関する国際会議）の開催		
1996年	9月：ISO14001「環境マネジメントシステムの仕様」の制定		
1997年	12月：国連機構変動枠組条約締約国会議（COP3）において、「京都議定書」を採択		6月：旧環境庁「環境報告書作成ガイドライン～よくわかる環境報告書の作り方」 <sup>51</sup>
1999年		3月：旧環境庁「環境会計ガイドライン案」 <sup>52,53</sup>	

48 河野正男（2001）p.93。

49 環境庁（2000）pp.8-9。

50 河野正男（2001）p.93。

51 環境省（2001a）p.2を参照されたい。

52 柴田英樹・梨岡英里子（2014）p.8およびp.12を参照されたい。

53 環境省（2002a）p.1を参照されたい。

2000年		5月：環境省「環境会計システムの導入のためのガイドライン」 6月：環境省「環境会計ガイドブック」	6月：GRI「持続可能性報告のガイドライン」 <sup>54</sup>
2001年		5月：環境省「環境会計ガイドブックⅡ」	2月：環境省「環境報告書ガイドライン（2000年度版）～環境報告書作成のための手引き」 2月：環境省「事業者の環境パフォーマンス指標—2000年度版—」 6月：経済産業省「ステークホルダー重視による環境レポーティングガイドライン2001」
2002年		3月：環境省「環境会計ガイドライン 2002年版」 6月：環境省「環境会計ガイドブック 2002年版」 6月：経済産業省「環境管理会計手法ワークブック」	8月：GRI「サステナビリティ・リポーティング・ガイドライン2002」 <sup>55</sup>
2003年		4月：環境省「環境保全コスト分類の手引き 2003年版」	4月：環境省「事業者の環境パフォーマンス指標—2002年度版—」
2004年			3月：環境省「環境報告書作成ガイドライン（2003年度版）」 4月：環境省「環境報告書作成基準案」および「環境報告書審査基準案」
2005年		2月：環境省「環境会計ガイドライン 2005年版」	

54 環境省（2004a）p.2。GRI（Global Reporting Initiative）については、環境省（2005a）を参照されたい。

55 同上。

わが国における環境会計に関する史的考察

2007年			3月：環境省「環境報告ガイドライン～持続可能な社会を目指して～」(2007年版)」
2012年			3月：環境省「環境報告ガイドライン (2012年版)」
2015年	12月：国連機構変動枠組条約締約国会議(COP21)において、「パリ協定」を採択		
2017年		3月：環境省「環境報告ガイドライン及び環境会計ガイドライン改定に向けた論点整理」	
2018年		3月：環境省「環境報告ガイドライン(2018年版)」 ※環境会計ガイドライン2005年版の考え方も取り込んでいる。	

出所：環境省(2004a) p.2の図表2を参考に筆者作成

## 第2節 環境会計ガイドラインの改訂経緯

### (1) 環境会計ガイドライン(2002年版)

環境省が2000年ガイドラインを公表後、環境会計を導入する企業は大幅に増加し<sup>56</sup>、実務面での進展がみられるとともに、海外でも国際連合持続可能開発部等で環境会計に関する調査検討が進められた<sup>57</sup>。また、2001年2月に、「事業者の環境パフォーマンス指標—2000年度版—」および「環境報告書ガイドライン(2000年度版)」も公表され、環境報告書や環境パフォーマンス指標との間で、より整合性のとれた有用性の高いガイドラインへと改訂する必要が生じた<sup>58</sup>。

このため、環境省は、2001年10月に「環境会計ガイドライン改訂検討

56 環境省(2002b)序章 p.1を参照されたい。

57 環境省(2001b)を参照されたい。

58 地球環境戦略研究機関(IGES)関西研究センター編(2003) p.154。

会」を設置し、2002年3月に「環境会計ガイドライン（2002年版）」（以下、「2002年版ガイドライン」という）を公表した。

2002年版ガイドラインの改訂は、以下の考え方に沿って行われた<sup>59</sup>。

- ①2000年版ガイドラインが既に多くの企業で活用されている実態を踏まえ、継続性が保てるよう、基本的な枠組みを維持する。
- ②2000年版ガイドラインにおける課題を再検討し、環境会計の様々な概念を明確にするとともに、最新の実務上の運用動向に配慮し、本ガイドラインの利用者に誤解を与えないようにする。
- ③「環境会計ガイドブックⅡ」,「事業者の環境パフォーマンス指標—2000年度版—」や「環境報告書ガイドライン（2000年度版）」等の内容を反映させる。

その結果、改訂の主な要点は以下の通りであった<sup>60</sup>。

#### ①外部機能の一層の明確化

環境会計情報が、環境報告書の一部として公表される情報であると位置づけられることを明らかにし、環境会計の外部報告を念頭にした一般的要件を設定した。さらに、環境会計情報の利用者の誤解を防ぐため、基本となる事項や開示項目等、必要な情報を明瞭に表示することとした。

#### ②環境保全コストの精緻化

環境保全コストは、2000年版ガイドラインにおいて一定の整理がなされているため、既存の枠組みを維持しつつ、個別の環境保全コストの内容をより精緻化した。また、実務の利便性を図るため、財務

---

59 環境省（2002b）序章 p.2。

60 同上序章 pp.2-3。

会計との関係を明らかにした。

③環境保全効果の体系化

環境保全効果を、「事業者の環境パフォーマンス指標—2000年度版—」に準拠し、事業活動との関連から体系的に区分した。外部に公表する場合の表現方法についても、同様の体系による区分を明確にした。また、環境保全効果の算定方法について、新たに一定の考え方を提示した。

④環境保全対策に伴う経済効果の体系化

環境保全対策に伴う経済効果について、発生の確実さ及び発生形態によって、その概念を整理し、財務会計との関係を明らかにした。また、環境保全対策に伴う経済効果の算定方法について、新たに一定の考え方を提示した。

以上のように、2002年版ガイドラインでは、外部報告機能の明確化、環境保全コストの精緻化、環境保全効果・経済効果の体系化が行われた<sup>61</sup>。

(2) 環境会計ガイドライン (2005年版)

2002年版ガイドラインの公表後、環境会計手法の普及促進および一層の改善を図る観点から、2003年4月に「環境保全コスト分類の手引き2003年版」及び「事業者の環境パフォーマンス指標ガイドライン—2002年度版—」、2004年3月に「環境報告書ガイドライン (2003年度版)」を公表するとともに、コストの分類あるいはその効果の表現方法等に関する研究報告となる「環境会計の現状と課題」(平成16年3月)を公表した。そして、「環境会計に関する企業実務研究会」を継続的に開催してきた。わ

---

61 八木裕行 (2003) p.53。

が国における環境会計の導入事業者数は年々着実に増加し<sup>62</sup>、環境会計の更なる普及と促進を図る観点から、環境会計情報の企業内部での活用手法の確立や環境経営指標の確立、比較可能性の向上や信頼性の確保を図ることが重要とされ、実務や研究の進展に対応し、ガイドライン改訂の必要性が指摘されるようになった<sup>63</sup>。

以上の流れを受けて、環境省は2005年2月に、普及が進んだ2002年版ガイドラインの枠組みに基づきながら、環境会計情報の有用性を高めるための改訂が行われ<sup>64</sup>、「環境会計ガイドライン（2005年版）」（以下、「2005年版ガイドライン」という）を公表した。

2005年版ガイドラインの改訂は、以下の考え方に沿って行われた<sup>65</sup>。

- ①2002年版ガイドラインが既に多くの企業で活用されている実態を踏まえ、継続性が保てるよう、基本的な枠組みを維持する。
- ②「環境保全コスト分類の手引き2003年版」、「事業者の環境パフォーマンス指標ガイドライン—2002年度版—」や「環境報告書ガイドライン（2003年度版）」の内容を反映させる。
- ③外部公表と内部活用の総合的な発展を目指し、両者の関係を整理する。外部公表の内容については、企業等による事業活動の実情に応じた判断に委ねることとする。
- ④事業活動の実態や国際的な研究成果について留意し、将来の環境会計の発展の方向性を示しうるように、可能な限り先進的な概念を導入する。

---

62 環境省（2004b）を参照されたい。

63 環境省（2004a）はじめに。

64 河野正男編著（2006）p.163。

65 環境省（2005b）環境会計ガイドラインの改訂にあたって p.2。

その結果、改訂の主な要点は以下の通りであった<sup>66</sup>。

①環境保全コストの性格に応じた分類の提示

環境保全コストの分類については、環境会計情報の利便性を高めるために、従来の「事業活動に応じた分類」のほかに、環境保全コストの正確に応じたその他の分類として「環境保全対策分野に応じた分類」を提示した。

②環境保全効果の見直し

環境保全効果の表現方法については、「事業者の環境パフォーマンス指標—2002年度版—」の体系を参考に見直しを行い、測定のための具体的な環境パフォーマンス指標を例示するとともに、新たに基準期間と当期における環境負荷の総量の差として算定することとした。

③環境保全対策に伴う経済効果の概念の再整理

環境保全対策に伴う経済効果については、実務での運用の状況を考慮して概念の再整理を行い、実質的效果（確実な根拠に基づいて算定される経済効果）に加えて、新たに推定的効果（仮定的な計算に基づいて推計される経済効果）や環境保全活動の経済価値評価についても、意義や考え方等を提示した。

④環境会計の開示様式の体系化

外部公表に関して、理解しやすい情報の開示が促進されるように、「環境保全活動の経過及び成果」を示すとともに、「環境会計の基本となる重要な事項」として記載すべき事項を見直し、さらに情報内容の補足がより容易となるように、開示様式の体系化を一層進め、新たに附属明細表を提示した。

---

66 環境省（2005b）環境会計ガイドラインの改訂にあたって pp.2-3。

#### ⑤内部管理表の整理・見直し

環境会計情報の企業等の内部での活用に関しては、管理の単位（部門等）に応じて環境会計情報を精緻化して集計・管理することが有効であることから、環境マネジメント活動への組み込み、各種の内部管理表の充実を提案した。

#### ⑥その他

連結環境会計の取扱いについては、連結の範囲や集計の方法に関する一定の考え方を、また、環境会計の数値を用いた分析のための指標については、その意義や種類を示した。

このように、2005年版ガイドラインの改訂は、2002年版ガイドライン公表後の国内外での調査研究の成果、当時の実務動向を反映させること等により、環境会計情報の利用者の利便性が更に向上するように行ったものである<sup>67</sup>。

### (3) 環境報告ガイドライン及び環境会計ガイドライン改訂に向けた論点整理

環境省は、2017年3月に、「環境報告ガイドライン及び環境会計ガイドライン改訂に向けた論点整理」を公表した。この背景には、SDGs やパリ協定の採択（2015年）など、持続可能な社会への移行を促進する国際的枠組みが確立され、環境報告を巡る社会動向が大きく変化しているにもかかわらず、環境会計ガイドラインの最終改訂は2005年、環境報告書ガイドラインは2012年であったため、両ガイドラインによる環境コミュニケーションツールとしての有用性の低下が懸念されたことがある<sup>68</sup>。

---

67 柴田英樹・梨岡英里子（2014）p.13。

68 環境省（2017a）p.7。

改定のスタンス（基本コンセプト）は以下の通りであった<sup>69</sup>。

- ①国際的には環境報告から ESG<sup>70</sup>報告に実務動向が変化しているが、「環境報告ガイドライン（2012年版）」及び2005年版ガイドラインは共に、当初から環境情報の開示スキームとして設計されており、その立場は今回の改定においても変更しない。
- ②適切に機能する ESG 報告全体の枠組み作りを前提として、ESG 報告に親和性の高い環境報告の枠組みを設計する。
- ③環境と経済の好循環を促進するために、環境報告の普及を一層加速させて、先進的な事業者だけでなく、中規模以下の事業者も利用しやすいガイドライン作りを目指す。その実現手段として、ガイドラインをよりコンパクト化し、重要な記載事項の決定原則“comply or explain”アプローチ、標準的に記載する事項の関係を更に明確にして、利用者の利便性向上を図る。
- ④事業者が気候変動や資源制約のような重要な環境課題への対応を適切に伝えられるように、開示する情報内容の質を向上させるとともにバリューチェーンへの拡大に焦点をあてて、これまでは多くの事業者にとって開示が困難であった詳細な情報の収集方法や計算・加工方法についても具体的な指針を提供する。
- ⑤新たに、長期ビジョン等の将来見通し情報の開示を促し、報告ハウンドガリの考え方についても一層明確にできるよう工夫する。また、環境報告ガイドラインに環境会計スキームを組み込む方策や、統合報告的な環境情報と財務情報の関連づけ手法を導入する方策についても検討し、将来的にそれらの微調整が可能になるように、ガイドラインのモジュール化を試みる。

---

69 環境省（2017a）p.4。

70 環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）のことをいう。

その後、環境省は、2018年6月に環境報告ガイドライン2018年版を公表し、2019年4月には「環境報告のための解説書～環境報告ガイドライン2018年版対応～」を公表した。

環境報告ガイドライン2018年版の改定ポイントは以下の通りであった<sup>71</sup>。

- ①ガイドラインは、国際的な規制・実務動向と統合的な環境報告の枠組みとする。
- ②先進的な事業者だけでなく、中規模以下の事業者も利用しやすいように、ガイドライン自体はコンパクトに構成し、環境報告を作成する際の手順等や難解な記載事項等の解説、例示等をまとめた解説書等を作成する。
- ③事業環境が持続可能な社会への移行過程にあることを前提に、環境報告をESG報告の枠組みで利用する投資家の情報ニーズに配慮し、従来型の環境マネジメント情報に加えて、事業者の組織体制の健全性（ガバナンス、リスクマネジメント等）や経営の方向性（長期ビジョン、戦略、ビジネスモデル）を示す、将来志向的な非財務情報を記載事項にする。
- ④「マテリアルバランス」全体を網羅的に報告するのではなく、事業者が「事業活動が直接的・間接的に環境に与える重要な影響」を自ら判断して、事業者が対応すべき重要な環境課題について報告を求めよう変更する。
- ⑤事業者が特定した重要な環境課題に関連する財務的影響を報告事項とし、環境会計（2005年版ガイドライン）の環境保全のためのコスト等を貨幣単位で定量的に認識・測定・伝達するという考え方を本

---

71 環境省（2018b）p.3。

ガイドラインに取り込む。

### 第3章 環境会計の展望と課題

#### 第1節 企業における環境会計への取組状況

SDGsやパリ協定の採択など、持続可能な社会の実現に向けた世界的な動向が、企業の環境報告にも大きな影響を与えた。このような流れを受けて、環境省では、環境報告のための手引書となる環境報告ガイドラインを改定し、前章において触れた「環境報告ガイドライン2018年版」および「環境報告のための解説書～環境報告ガイドライン2018年版対応～」を公表した<sup>72</sup>。

現在のところ、わが国における環境会計の活用および環境報告書の作成・開示は、企業の自主性に委ねられている。これらの具体的な手続きが、「ガイドライン（指針）」として公表されていることから、規制主体のスタンスを読み取ることができる<sup>73</sup>。

ただし、わが国としては、以前から環境会計や環境報告書の利活用の促進に力を入れていたのも事実である。例えば、循環型社会形成推進基本法<sup>74</sup>に基づき、2003年に閣議決定された第一次循環型社会形成推進基

---

72 環境省（2020c）p.1。

73 上妻義直編著（2006）p.199。

74 2000年6月に公布された。経済成長の結果、当時深刻化した不法投棄の頻発、最終処分場の逼迫とそれによる更なる不法投棄の誘発といった悪循環を断つべく制定された法律である。これにより、天然資源の消費の抑制、可能な限りの環境負荷の低減を図る循環型社会の形成を目指して、廃棄物の処理に優先順位を設け、3R（リデュース・リユース・リサイクル）と熱回収、適正処分を推進することになった。環境省（2016c）p.86。

本計画<sup>75</sup>では、循環型社会ビジネスの推進として、「グリーン購入の推進」、「環境経営の推進」、「循環型社会ビジネス市場の拡大」の3点を挙げており、特に「環境経営の推進」では、「上場企業の約50%及び非上場企業の約30%が環境報告書を公表し、環境会計を実施するようになることを目標とする。」という数値目標も掲げていた<sup>76</sup>。

また、2005年4月より施行された環境配慮促進法<sup>77</sup>では、環境報告書の普及促進と信頼性向上のための制度的枠組みや、一定の公的法人<sup>78</sup>に対する環境報告書の作成・公表の義務付け等について規定している<sup>79</sup>。具体的には、以下の4つの柱から形成されており、民間の大企業に対しても環境報告書の作成・公表を促すとともに、記載事項等に留意して環境報告書を作成することにより、情報の信頼性を高めるように求めている<sup>80</sup>。

①国等による環境配慮等の状況の公表（第6条・第7条）

②事業活動に係る環境配慮等の状況の公表（第8条～第11条）

---

75 循環型社会形成推進基本法に基づき、政府全体の循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、循環型社会の形成に関する施策についての基本的な方針などを定める計画のことをいう。同計画は、循環型社会のイメージを明らかにするとともに、経済社会におけるものの流れ全体を把握する「物質フロー指標」等についての数値目標、国の取組、各主体の役割等を定めている。環境省（2014b）p.453。

76 上妻義直編著（2006）p.199。

77 「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」のことをいう。事業者の自主的な環境配慮の取組を促進することをねらいとして、環境報告書の普及促進と信頼性向上のための制度的枠組みの整備や一定の公的法人（特定事業者）に対する環境報告書の作成・公表の義務付け等について規定している。平成17年4月1日より施行。環境省（2014b）p.447。

78 「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第二条第四項の法人を定める政令」において規定されており、独立行政法人、国立大学法人等が対象となる。

79 環境省（2022）p.227。

80 上妻義直編著（2006）p.200。

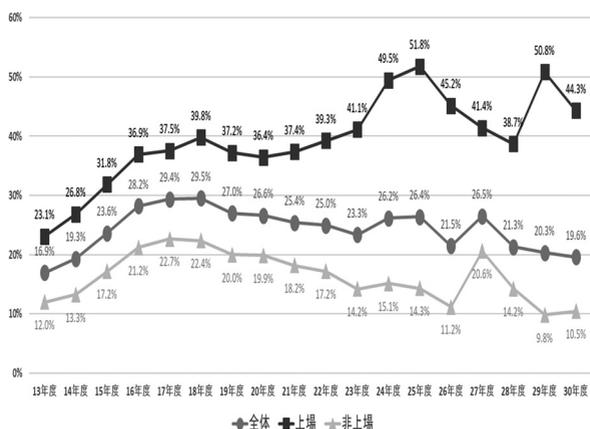
- ③製品等に係る環境への負荷の低減に関する情報の提供（第12条）
- ④環境情報の利用の促進（第13条）

環境省（旧環境庁）では、企業等を対象に、環境配慮行動に関する統計調査を実施<sup>81</sup>しているため、この統計データを活用して、現在の環境会計への取組状況について考察する。

### （1）環境会計の導入状況について

以下の図3-1は、企業における環境会計の導入状況を示している。

図3-1 環境会計の導入状況（経年推移，年号はいずれも平成）



出所：環境省（2002d），（2003），（2004c），（2005c），（2006），（2007），（2008），（2009），（2010），（2012），（2013a），（2014a），（2015），（2016b），（2017b），（2018a），（2019a），（2020b）を基に筆者作成

81 「環境にやさしい企業行動調査」を1991年度（平成3年度）から2019年度（令和元年度）にかけて実施している。

図3-1によると、2018年度（平成30年度）現在、環境会計を導入している企業は、全体で約19.6%であり、過去から伸び悩み状況が続いている。特に非上場企業における近年の導入率は、環境会計が導入されて間もない平成13年度・14年度（2001年度・2002年度）と変わらない水準になっている。

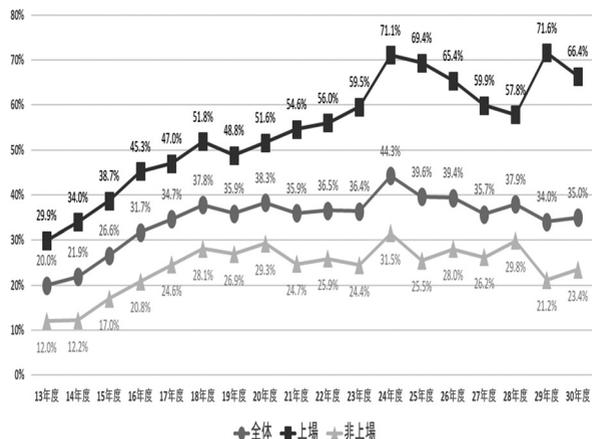
ただし、上場企業においては、過去から比べると緩やかではあるものの増加傾向がみられ、近年では約4割から5割程度まで導入されている。

なお、「環境会計自体を知らない」という企業は、2018年度現在も約2割（約17.8%：上場企業4.3%，非上場企業22.7%）にのぼり、環境会計に関する啓蒙活動が引き続き必要になるものとする。

## （2）環境報告書の作成・公表状況について

以下の図3-2は、環境報告書の作成・公表状況を示している。

図3-2 環境報告書の作成・公表の状況（経年推移、年号はいずれも平成）



出所：環境省（2002d），（2003），（2004c），（2005c），（2006），（2007），（2008），（2009），（2010），（2012），（2013a），（2014a），（2015），（2016b），（2017b），（2018a），（2019a），（2020b）を基に筆者作成

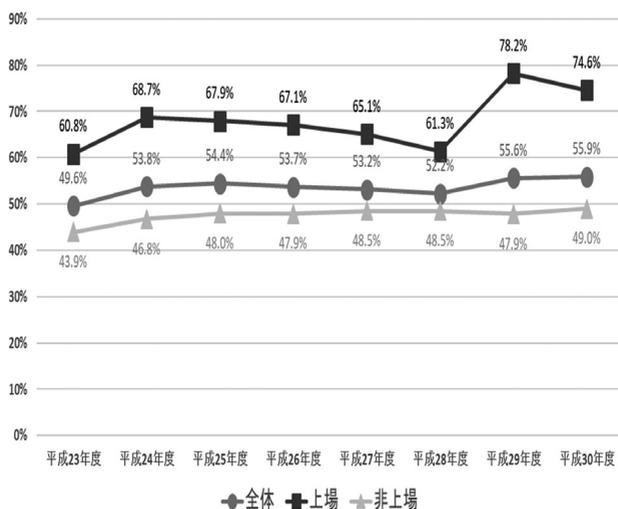
図3-2によると、2018年度（平成30年度）現在、環境報告書を作成・公表している企業の割合は、全体で約35.0%であり、平成17年度（2005年度）以降は、概ね横ばいの状況が続いている。

ただし、上場企業による環境報告書の作成・公表を実施している割合は、過去から増加傾向がみられ、近年では約6割から7割程度まで上昇している。一方、非上場企業では、近年も2割から3割の水準で推移しており、上場企業との差が開いている状況にある。

### （3）環境配慮経営の推進状況について

以下の図3-3は、環境配慮経営を実施する上での重視事項において、ステークホルダー（利害関係者）への対応が必要としている企業の割合を示している。

図3-3 環境配慮経営を実施する上での重視事項（ステークホルダーへの対応）



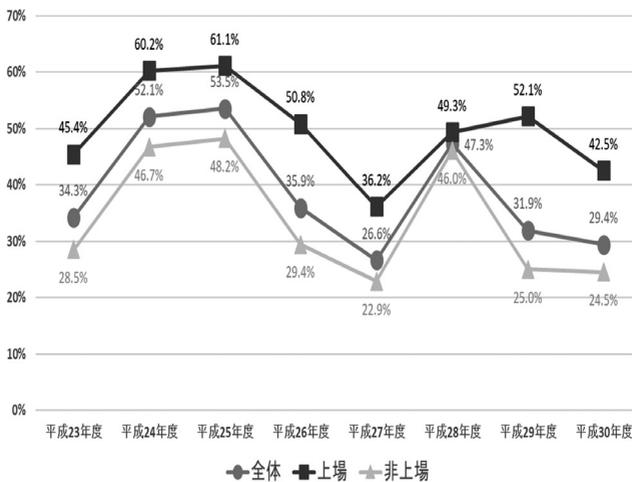
出所：環境省（2013a）、（2014a）、（2015）、（2016b）、（2017b）、（2018a）、（2019a）、（2020b）を基に筆者作成

図3-3が示す通り、近年はステークホルダー（利害関係者）への対応を挙げる企業が、全体的に増加している。この流れの背景には、事業の経済的な側面（利潤の追求、事業活動の効率化）のみならず、自らを社会的存在と位置付け、ステークホルダーへの対応を通じて企業価値に結びつけようとする動きがあるものと考えられる。

#### （４）取引先との関係について

以下の図3-4は、取引先の選定の際に考慮する環境マネジメントシステムにおいて、ISO14001認証の有無を考慮する企業の割合を示している。

図3-4 取引先の選定の際に考慮する環境マネジメントシステム（ISO14001）

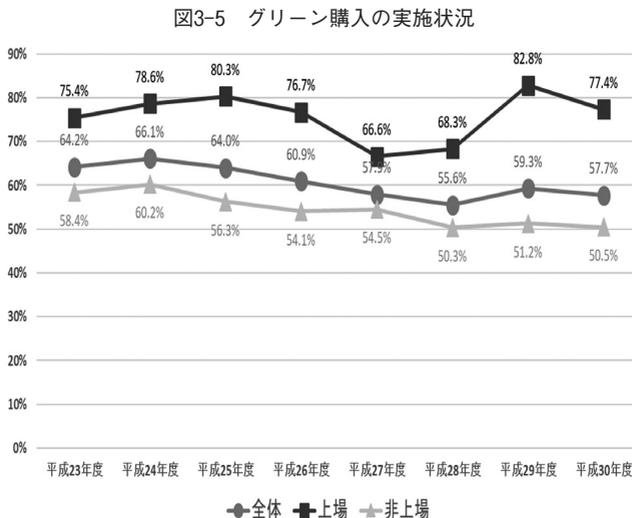


出所：環境省（2013a），（2014a），（2015），（2016b），（2017b），（2018a），（2019a），（2020b）を基に筆者作成

図3-4によると、取引先の選定において、ISO14001認証の有無を考慮する企業の割合は、全体の3割から5割程度になっている。

なお、上場企業の約5割程度は、取引先の選定において、ISO14001認証の有無を考慮しているため、ISO14001の認証・取得はビジネス上において重要な役割を果たしていることに変わりはないと考える。

また、以下の図3-5は、「グリーン購入<sup>82</sup>の実施状況」について、実施していると回答した企業の割合を示している。



出所：環境省（2013a），（2014a），（2015），（2016b），（2017b），（2018a），（2019a），（2020b）を基に筆者作成

82 製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、出来る限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入することをいう。国等による環境物品等の調達推進等に関する法律（平成12年法律第100号、「グリーン購入法」という）に基づく基本方針において、特に重点的に調達を推進すべき物品等として定めている特定調達品目及びその判断の基準については、環境物品等の開発・普及の状況や科学的知見の充実等に応じて適宜追加・見直しを行うこととしている。環境省（2014b）p.423およびp.448。

図3-5によると、グリーン購入を実施している企業は、過去から6割程度もある。特に、上場企業においては、7割から8割程度がグリーン購入を実施している。

#### (5) まとめ

現状として、環境会計の導入および環境報告書の作成・報告の取組状況は、上場企業においては一定の進展がみられるものの、環境会計を導入している企業は全体で約19.6%にとどまり、加えて、「環境会計自体を知らない」非上場企業の割合も大きな改善が見られないため、残念ながら大きな進展を見るには至っていない状況といえる。しかし、環境配慮経営に対するステークホルダー（利害関係者）への対応は重要性が増しているとともに、取引先との関係の観点からみても、環境保全への取組を進めることはビジネス上において重要な役割を担っているものといえる。

以上より、企業に対する環境会計の導入および環境報告書の作成・報告を通じて、企業側に企業価値を高めることの優位性を示し、環境会計がサステナブル（持続可能な状態）な企業経営に貢献できる有用性を提示していく必要があるものと考ええる。

## 第2節 展望と課題

現在の社会経済システムを環境への負荷が少ない持続可能なものにするためには、経済活動の重要な主体である企業等による環境保全の取組が重要である<sup>83</sup>。

わが国の環境会計は、環境会計ガイドラインが策定される以前にも、国内外の幾多の環境問題を乗り越え、社会全体が自然環境や生活環境にも目を向けることによって、生成発展してきた。そして、環境問題へ対

---

83 環境省（2020a）p.1。

応しない企業は、今後の存続が危ぶまれる認識も強まったため、わが国における環境マネジメントに関する上場企業の取組状況（環境に関する経営方針の策定）は大きく進展し、企業の環境会計に関する関心度も高まりを見せた。

1999年に環境会計ガイドラインが策定された後も、環境保全のためのコストとその活動により得られた効果を可能な限り定量的（貨幣的単位又は物量単位で表示）に把握（測定）し、分析し、公表するための仕組みを企業等に普及させ、環境会計の発展に大きく寄与した。

しかし、前節で触れたように、わが国の企業において、環境会計の導入および環境報告書の作成・報告の取組状況は、企業全体からみれば大きな進展を見るには至っていない。環境省が実施した企業に対するヒアリングの回答では、「環境会計は外部公表を専らの目的としている。社内での活用は全くしていない。」<sup>84</sup>が挙げられるなど、企業内外において環境会計データが十分に活用されず、企業の経営マネジメントに十分に活用されていないことも考えられる。

ただし、企業によっては、環境会計データを内部管理用に上手く活用している以下の事例もあった<sup>85</sup>。

- ①環境会計ガイドラインに基づき策定・改善した独自の算定マニュアルを共有し、部門ごとの環境保全取組の評価やコスト削減に役立っていた。
- ②マテリアルフローコスト会計<sup>86</sup>に積極的に取り組み、資源の無駄（ロ

---

84 環境省（2016a）p.43。

85 同上 p.68。

86 企業の生産プロセスにおいて、原材料などのマテリアルのフローとストックを数量と金額で測定することで「ロスに見える化」を可能にするシステムであり、生産性の向上によるコスト削減と環境負荷低減を同時に実現することができる。環境省（2014b）p.460。

ス) 削減による資源生産性向上やコスト削減に役立てていた。

特に、マテリアルフローコスト会計は、従来のシステムや環境下では見逃されてきたロスの大きさが「見える化」され、ロスの低減による利益業績に与える影響が経営管理者に伝わるため、強力なマネジメントシステムとして機能する可能性を秘めている<sup>87</sup>。更には、マテリアルフローコスト会計とカーボンフットプリント<sup>88</sup>のお互いの限界を補い合うことにより、サプライチェーンの低炭素化に貢献する可能性が大きいことも示されている<sup>89</sup>。

その他にも、企業の中には、企業価値の構成要素に「持続性」を取り入れ、統合報告書を有効に活用している企業もある。例えば、「持続可能性」という観点から、環境会計データを活用し、企業戦略に組み込む方法も考えられる<sup>90</sup>。

また、近年では、ESG投資も進展していることから、環境会計ガイドラインに基づくコストの集計のみならず、例えば削減コストの目標額を定め、どの程度の削減効果が達成されたのかを示すことも有用かと考えられる。

加えて、環境に関わる税制の議論も広がりを見せていることから、環境会計システムによる対応も必要になると考えられる。

---

87 伊藤嘉博，目時壮浩（2018）p.314。

88 商品・サービスの原材料調達から廃棄・リサイクルにいたるライフサイクル全体における温室効果ガス排出量をCO<sub>2</sub>量に換算し表示する仕組みをいう。環境省（2014b）p.445。

89 國部克彦・伊坪徳宏・中嶋通靖・山田哲夫編（2015）p.170。

90 宝印刷株式会社 総合ディスクロージャー研究所編（2014）p.46。

おわりに

本稿では、「個別企業の成長と地球環境の保全」という機能を発揮できる環境会計に着目し、わが国における環境会計の史的観点から現状を考察し、今後の展望と課題について考察した。現状として、環境会計の導入および環境報告書の作成・報告の取組状況は、上場企業においては一定の進展はみられたものの、非上場企業においては依然として低水準にとどまり、企業全体からみれば大きな進展を見るには至っていない。その背景には、企業内外において環境データが十分に活用されず、企業の経営マネジメントに十分に活用されていないことが考えられる。

しかし、SDGs やパリ協定の採択（2015年）もあり、持続的発展が人類共通の目標として国際的に認知され、企業における環境経営をめぐる情勢は大きく変化しているのも事実である。また、政府は、2050年までのカーボンニュートラルの実現やGX に対する積極的な投資を表明している。このような背景より、環境配慮経営に対するステークホルダー（利害関係者）への対応は重要性が増すとともに、取引先との関係においても、環境保全への取組は重要な意思決定の要素の一つになり得る。

以上の課題を解決するには、企業に対する環境会計の導入および環境報告書の作成・報告を通じて、企業側に企業価値を高めることの優位性を示し、環境会計がサステイナブル（持続可能な状態）な企業経営に貢献できる有用性を提示していく必要があるものと考えられる。

現在、企業によっては、環境会計データを内部管理用に上手く活用している例があった。特にマテリアルフローコスト会計は、従来のシステムや環境下では見逃されてきたロスコストの見える化が図られ、ロスコストの管理による環境負荷低減・利益改善が期待でき、強力なマネジメントシステムとして機能する可能性を秘めている。

今後の展望として、現在の社会情勢の波を受けて、例えば、マテリア

ルフローコスト会計を活用した環境マネジメント手法が有用になるもの  
と考える。環境会計が、企業を取り巻く大きな事業変化への支援ツール  
として更なる発展をしていくのか、今後も注目していきたい。

#### 参考文献

- 荒井義則（2018）「環境報告ガイドラインについて」『国際経営論集』（神奈川大学）  
56号，pp.109-114。
- 伊藤嘉博・目時壯浩（2018）『異論・正論 管理会計』中央経済社。
- 石津寿恵（2003）『持続可能な発展のための環境会計』白桃書房。
- 植田敦紀（2008）『環境財務会計論』森山書店。
- 勝山進編著（2006）『環境会計の理論と実態』中央経済社。
- 河野正男（2001）『環境会計：理論と実践』中央経済社。
- 河野正男編著（2006）『環境会計の構築と国際的展開』森山書店。
- 河野正男・上田俊昭・八木裕之・村井秀樹・阪智香編（2009）『環境財務会計の国  
際的動向と展開』森山書店。
- 環境庁（1999）『環境保全コストの把握及び公表に関するガイドライン～環境会計  
の確立に向けて（中間とりまとめ）』。
- 環境庁（2000）『環境会計システムの確立に向けて（2000年報告）』。
- 環境省（2001a）『環境報告書ガイドライン（2000年度版）～環境報告書作成のため  
の手引き～』。
- 環境省（2001b）報道発表資料『環境会計ガイドライン改訂検討会第1回の開催に  
ついて』2001年10月9日発表。<https://www.env.go.jp/press/2898.html>
- 環境省（2002a）『環境会計ガイドライン改定検討会報告書』。
- 環境省（2002b）『環境会計ガイドブック2002年版～環境会計ガイドライン2002年版  
の理解のために～』。
- 環境省（2002c）『平成13年度 環境にやさしい企業行動調査結果【概要版】』。
- 環境省（2002d）『平成13年度 環境にやさしい企業行動調査 調査結果』。
- 環境省（2003）『平成14年度 環境にやさしい企業行動調査 調査結果』。
- 環境省（2004a）『環境会計の現状と課題』。
- 環境省（2004b）『環境会計ガイドライン改訂検討会設置要領（平成16年度）』。
- 環境省（2004c）『平成15年度 環境にやさしい企業行動調査 調査結果』。
- 環境省（2005a）『環境報告書ガイドラインと GRI ガイドライン併用の手引き』
- 環境省（2005b）『環境会計ガイドライン2005年版』。
- 環境省（2005c）『平成16年度「環境にやさしい企業行動調査」調査結果【詳細版】』。

## わが国における環境会計に関する史的考察

- 環境省（2006）『環境にやさしい企業行動調査結果（平成17年度調査結果）【詳細版】』。
- 環境省（2007）『環境にやさしい企業行動調査結果（平成18年度における取組に関する調査結果）【詳細版】』。
- 環境省（2008）『環境にやさしい企業行動調査結果（平成19年度における取組に関する調査結果）【詳細版】』。
- 環境省（2009）『環境にやさしい企業行動調査結果（平成20年度における取組に関する調査結果）【詳細版】』。
- 環境省（2010）『環境にやさしい企業行動調査結果（平成21年度における取組に関する調査結果）【詳細版】』。
- 環境省（2012）『環境にやさしい企業行動調査結果（平成22年度における取組に関する調査結果）【詳細版】』。
- 環境省（2013a）『環境にやさしい企業行動調査結果（平成23年度における取組に関する調査結果）【詳細版】』。
- 環境省（2013b）『平成25年度 環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書』。
- 環境省（2014a）『環境にやさしい企業行動調査結果（平成24年度における取組に関する調査結果）【詳細版】』。
- 環境省（2014b）『平成26年度 環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書』。
- 環境省（2015）『環境にやさしい企業行動調査結果（平成25年度における取組に関する調査結果）【詳細版】』。
- 環境省（2016a）『「平成27年度 環境会計・自然資本金のあり方に関する課題等調査検討業務」に対する結果報告書』。
- 環境省（2016b）『環境にやさしい企業行動調査結果（平成26年度における取組に関する調査結果）【詳細版】』。
- 環境省（2016c）『平成28年度 環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書』。
- 環境省（2017a）『環境報告ガイドラインおよび環境会計ガイドライン改訂に向けた論点整理』。
- 環境省（2017b）『平成28年度環境にやさしい企業行動調査（平成27年度における取組に関する調査結果）業務』。
- 環境省（2018a）『環境にやさしい企業行動調査結果（平成28年度における取組に関する調査結果）【詳細版】』。
- 環境省（2018b）『環境報告ガイドライン2018年版』。
- 環境省（2019a）『平成30年度 環境にやさしい企業行動調査（平成29年度における取組に関する調査）調査結果【詳細版】』。
- 環境省（2019b）『環境報告のための解説書～環境報告ガイドライン2018年版対応～』。

- 環境省（2020a）『令和元年度 環境にやさしい企業行動調査（平成30年度における取組に関する調査）調査結果【概要版】』。
- 環境省（2020b）『令和元年度 環境にやさしい企業行動調査（平成30年度における取組に関する調査）調査結果【詳細版】』。
- 環境省（2020c）『バリューチェーンにおける環境デュー・ディリジェンス入門～OECD ガイダンスを参考に～』。
- 環境省（2022）『令和4年度 環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書』。
- 國部克彦・大西靖・東田明・堀口真司（2009）「環境会計文献調査—20年の軌跡—」日本会計研究学会特別委員会『環境経営意思決定と会計システムに関する研究—中間報告書—』, pp.205-250。
- 國部克彦（2011）『環境経営イノベーション 環境経営意思決定を支援する会計システム』中央経済社。
- 國部克彦・伊坪徳宏・中馬通靖・山田哲夫編（2015）『低炭素型サプライチェーン経営 MFCA と LCA の統合』中央経済社。
- 國部克彦・中馬通靖編（2018）『マテリアルフローコスト会計の理論と実践』同文館出版。上妻義直編著（2006）『環境報告書の保証』同文館出版。
- 財務省財務総合政策研究所財政史室編（2017）『平成財政史—平成元年～12年度第1巻（総説・財政会計制度）』白峰社。
- 阪智香（2001）『環境会計論』東京経済情報出版。
- 柴田英樹・梨岡英里子（2014）『進化する環境・CSR 会計—マテリアルフローコスト会計から統合報告まで—』中央経済社。
- 宝印刷株式会社 総合ディスクロージャー研究所編（2014）『統合報告書による情報開示の新潮流』同文館出版。
- 地球環境戦略研究機関（IGES）関西研究センター編（2003）『環境会計最前線：企業と社会のための実践的なツールをめざして』省エネルギーセンター。
- 八森美穂（2010）「環境会計の史的研究」『経済学研究』（北海道大学）第60巻第1号, pp.85-120。
- 水口剛著（2002）『企業評価のための環境会計』中央経済社。
- 八木裕行（2003）「日本企業における環境会計発展の軌跡」『横浜経営研究』（横浜国立大学）第24巻第1・2号, pp.51-67。
- 山上達人（1996）『環境会計の構築—社会関連会計の新しい展開—』白桃書房。
- 山上達人（1999a）『環境会計入門—環境会計の基本問題を考える—』白桃書房。
- 山上達人（1999b）「社会関連会計から環境会計へ」『産業と経済』（奈良産業大学）第13巻第4号, pp.85-100。
- 山上達人・向山敦夫・國部克彦編著（2005）『環境会計の新しい展開』白桃書房。
- 向山敦夫（2003）『社会環境会計論：社会と地球環境への会計アプローチ』, 白桃書

房。

- Gray, R. (1990) *The Greening of Accountancy : The Profession After Pearce*, London : ACCA. (菊谷正人ほか訳 (1996) 『グリーン・アカウンティング』白桃書房)。
- Gray, R., Bebbington, J., Walters, D. (1993) *Accounting for the Environment*, London : Paul Chapman.
- Gray, R., Owen, D., Adams, C. (1996) *Accounting & Accountability - Changes and challenges in corporate social and environmental reporting* -, London : Prentice Hall International. (山上達人監訳／水野一郎・向山敦夫・國部克彦・富増和彦訳 (2003) 『会計とアカウンタビリティ —企業社会環境報告の変化と挑戦—』白桃書房)。
- Littleton, A.C. (1933) *Accounting Evolution to 1900*, New York. (片野一郎訳(1978) 『リトルトン会計発達史 (増補版)』同文館出版)。
- United Nations World Commission on Environment and Development (1987) *Our Common Future* (The Brundtland Report), Oxford : Oxford University Press.

